

4 大田 勤 議員



- 1 能登半島地震の知見を取り入れ避難できない防災計画は見直し、原発は廃炉に
- 2 住民に最善のサービスを提供するため地方自治の本旨に基づく役場業務を
- 3 震災に強くお年寄り・障がい者・子育て世代が住みやすい安心安全な町づくりに

1 能登半島地震の知見を取り入れ避難できない防災計画は見直し、 原発は廃炉に

2024年1月1日、16時10分。マグニチュード7.6、震源の深さ16キロメートルの地震が石川県能登地方で発生した。

最新の内閣府防災情報では、この地震による人的被害は、死者241名、負傷者1,299名、住家被害は、全壊7,737棟、半壊12,681棟、一部破損57,260棟など合計で77,703棟にのぼったと記載されている。

令和6年度町政執行方針原子力発電所等安全対策で町長は、新規制基準適合性審査が行われており、事業者においては様々な安全対策の実施・検討を進めている。町は安全・安心の確保は最優先事項であり、引き続き国の審査状況を注視、北電にはより一層の安全・安心の確保が図られるよう万全の対策を強く求めていくとしました。

住民防護の基本方針を記す、原子力災害対策指針の目的・趣旨で目的を達成するための科学的、客観的判断を支援すると定めています。安全基準等の最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最新なものになるよう見直しを行うことと定めているが、新規制基準適合性審査はこうした目的や趣旨に沿って行われているのか。

泊発電所周辺地域原子力防災計画避難収容活動体制の整備、避難等に関する計画の作成で、緊急防護措置を準備とする区域UPZではOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を原則とし、計画を作成するとしていますが、中央防災会議などの地震被害想定手法により算定した後志管内で人的被害が最大となる地震、北海道留萌沖・冬期の早朝5時の地震。

平成26年度地震被害想定調査結果では、人的被害、死者35名、重軽傷者607人、全壊790棟、半壊3,515棟と想定されている。

屋内退避の計画は家屋が損壊しない前提であり、そもそも計画の破綻ではないのか。

建物被害は4,305棟、こうした知見を取り入れても屋内退避ができると考えているのか。

原子力規制委員会は2月14日の定例会合で、原発事故時の防災対応を定めた

原子力災害対策指針の見直しについて、環境に拡散した放射性物質による被ばくを避ける住民の屋内退避の手法に限って議論する方針を固く決めたと報道されている。

原子力防災訓練では、様々な複合災害を想定し、いついかなる状況においても的確に対応できるよう、北海道及び関係市町村等と連携し実施すると方針で述べているが、原子力災害対策指針の目的・趣旨は住民の視点に立った防災計画を策定することではないのか。

規制委員会は、家屋倒壊や避難ルートの寸断など自治体側の検討課題と強調。自然災害への対応はわれわれの範疇外と繰り返した。屋内退避ができる前提で今後の議論をするのかを問われると、そのような考えで結構と答えたと言う。被災住民への思いは伝わってこない。原子力災害対策指針の目的・趣旨はどこにあるのか。

原子力発電所稼働に向けて新規規制基準適合性を審査する国の審査状況を注視と執行方針では述べているが、原発の安全対策は検討するがそれ以外は自治体の検討課題と丸投げされて、住民の安心・安全を守る町長は原発の再稼働など論外、廃炉にと声を上げるべきでは。

能登半島地震により、志賀原発周辺では、住民避難の判断基準を示す放射線量の測定モニタリングポストが116ヶ所中18ヶ所が通信障害で測定不能になった。本来であれば絶対に壊れてはいけない設備です。

泊原発では、PAZに17箇所、泊周辺13町村にUPZで77箇所、UPZ外の6地点で可搬型モニタリングポストを警戒事態の段階で設置・測定を実施しているが能登半島地震では道路も寸断。

地震被害想定調査結果では、主要道路被害箇所数の割合12.6キロメートル当たり1箇所、総延長757キロメートル。15メートル以上の橋梁の不通・通行支障箇所数の割合1.85%、総数676箇所。非現実的原子力防災計画での対応は机上の計画に過ぎないと思いませんか。これで住民を避難させることができるのか。

原子力発電所の近いところで屋内退避を行う場合には、放射線の遮へい効果や気密効果の高い、陽圧化対策を講じた鉄筋コンクリート建屋に屋内退避をすることが基本になります。複合災害で国や町も災害時の避難のよりどころとしていた放射線防護施設は能登半島地震では機能しなかった。

志賀町では小学校の柱や天井が損傷。病院の防護区画で雨漏りや窓に隙間。防災センターは陽圧化装置の吹き出し口落下。老人ホームはスプリンクラー作動、廊下浸水、防護区画内の入所者は隣接施設へ。武道館防護区画の天井落下。コミュニティセンター自家発電機起動せずなどの設備損傷や異常が露呈した。

複合災害時の乳幼児、高齢者、傷病者などすぐ逃げられない要配慮者など、緊急時に支援が必要な住民を守る放射線防護の役割が果たせるのか。

屋内退避の見直しを始めた原子力規制委員会は施設の耐震化を論点にしないとされているが、これでは避難計画の実効性や安全性は担保されないことになるのでは。

最新の知見を取り入れるなど、こうした対策は町内の5施設では検討しているのか。

国の地震調査委員会は1月2日、最大震度7の能登半島地震について、震源断層は半島の北西部から北東沖まで長さ150キロ程度と考えられ、断層の南東側が上へずれる逆断層であるため、津波を引き起こしたとの評価をまとめた。能登半島北西部にある石川県輪島市西部が最大約4メートルも隆起し西へ最大1メートル移動したことで、自動車、船舶での避難は不可能となり、家屋の倒壊で屋内

退避も困難となった。

原子力災害対策指針や泊発電所周辺地域原子力防災計画が非現実的で効果の無い防災計画であることが能登半島地震で明らかになった。また、地震・津波が多発する国で原発依存政策を続ける危険を改めて示したと思いませんか。

志賀町の稲岡町長は年1度の避難訓練に、海にも空にも逃げられない。現実的でなく、訓練のための訓練だった。抜本的に見直す必要がある。北陸電力は再稼働を目指すとのことだが、首長として以前のように安全性をアピールすることは難しいと報道されている。

住民避難に実効性が伴わない計画、事業者が様々な安全対策をしても対応できない原発事故。明らかになった安全対策への規制委員会の姿勢。能登半島地震から得られた新たな知見を取り入れ、防災計画を見直すことが強く求められていると思いませんか。

住民の暮らし、財産を守る立場にある町長は、危険な原発は廃炉にすべきではないのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、新規制基準適合性審査は、原子力災害対策指針の目的・趣旨に沿って行われているのかについてであります。

新規制基準適合性審査については、東京電力福島第一原発事故を教訓とした世界一厳しいとされる新規制基準に基づき、地震や津波といった自然災害や電源確保の対策など、常に最新の知見を取り入れ反映するバックフィット制度等により、これまで様々な安全対策項目について審査が行われてきております。

また、原子力災害特別措置法に基づき策定された原子力災害対策指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするにとされております。

よって、本審査につきましては、原子炉や運転管理に関して、その安全性を審査するものであることから、原子力災害対策指針の目的である、住民の生命及び身体の安全の確保に沿って厳正な審査が行われているものと認識しております。

2 項めの、平成26年度地震被害想定調査の結果からみて、屋内退避計画は破綻しているのではないかと、こうした知見を取り入れても屋内退避ができると考えるのかと、6 項めの原子力防災計画の対応は机上の計画に過ぎないと思いませんか、住民を避難させることができるのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

本町における原子力防災につきましては、国の防災基本計画及び北海道地域防災計画に基づいて作成された、泊発電所周辺地域原子力防災計画を基本としており、この計画は、原子力防災訓練の実施により得られた検証結果や過去の他地域の災害及び事故の教訓等を踏まえ、計画内容の精度と実効性が更に高まるよう随時修正を重ねてきているところであります。

屋内退避につきましては、泊発電所周辺地域原子力防災計画において、地震等の発生により、家屋における屋内退避が困難な場合には、町内の避難所等での屋内退避とされており、その利用が困難な場合は、隣接する町村の避難所等の利用について北海道に調整を依頼することにより対応することとしております。

なお、本町における指定緊急避難場所、屋内の8ヵ所については、全てコンクリート造り、鉄骨造りとなっており、震度6強の耐震性が確保されております。

次に、住民避難における避難道路の確保につきましては、岩内町地域防災計画において地震時に通行を確保すべき道路ネットワークとして、国道、道道及び基幹となる町道が指定避難所を拠点として定められており、一時滞在場所となる札幌市までの避難経路として国道276号から国道230号を基本避難経路とし、その他複数の避難経路が設定されているところであります。

また、避難道路が使えない場合においては、陸路以外での避難を優先的に考え、自衛隊や海上保安庁に協力を要請し、ヘリコプターや船の使用も想定していることから、基本的には、屋内退避及び住民避難については全て不可能になるものではないものと考えております。

町といたしましては、今後、国において、能登半島地震で得られた教訓と知見を基に、中央防災会議において、更なる避難計画の議論がなされるものと考えており、これらの結果を踏まえた中で、防災基本計画及び原子力災害対策指

針が改訂され、これに伴い、北海道の地域防災計画も改訂された後には、遅滞なく関係町村との協議を重ね、泊発電所周辺地域原子力防災計画の改訂を行う中で、この地域における原子力災害に対する実効性の向上に努めてまいりたいと考えております。

3項めの、原子力災害対策指針の目的・趣旨は、住民の視点に立った防災計画を策定することではないのかと、4項めの、自然災害への対応は範ちゅう外とする規制委員会の発言からは、被災住民への思いは伝わってこない。指針の目的・趣旨はどこにあるのかについては関連がありますので、併せてお答えいたします。

原子力災害対策指針の目的を達成するにあたり、原子力事業者、国、地方公共団体等が、原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際において、科学的、客観的な判断を下すことを支援するため、住民の視点に立った防災計画を策定すること、災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること及び国際原子力機関の安全基準等の最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うことを基本的な考え方として、専門的・技術的事項等について定めております。

こうしたことから、指針の目的・趣旨における住民の視点に立った防災計画の策定は、目的達成のための考え方として提示されているものであり、この考えに基づき、泊発電所周辺地域原子力防災計画が策定され、避難所の確保や避難行動要支援者に関する措置など、要配慮者等に対する配慮を盛り込み、住民の視点を十分念頭においた防災計画となっているものと考えております。

したがって、町といたしましては、原子力規制委員会で発言された被災住民への思いについて発言する立場にはありませんが、国においては、防災基本計画を策定する中央防災会議と原子力災害対策指針を策定する原子力規制委員会が、それぞれの目的、役割により設置されており、今後は、この度の能登半島地震の被災状況等から、取りまとめられる新たな知見等を含めた計画の改訂が行われるものと考えております。

5項めの、国の審査状況を注視すると執行方針では述べているが、丸投げの姿勢では再稼働など論外、廃炉にと声を上げるべきではと、8項めの、原子力災害対策指針や泊発電所周辺地域原子力防災計画は効果がなく、地震・津波が多発する国で原発依存政策を続ける危険をあらためて示したのでは、関連がありますので、併せてお答えいたします。

泊発電所周辺地域原子力防災計画の見直しにつきましては、今後、国によって、能登半島地震の被害状況等が新たな教訓・知見として取りまとめられ、それを基に、中央防災会議において、より実効性のある避難計画にするための議論が深化されるものと考えており、これらの結果を踏まえた中で、防災基本計画及び原子力災害対策指針が改訂され、これに伴い、北海道の地域防災計画も改訂されるものであります。

したがって、町といたしましては、引き続きこうした国や北海道の動向を注視していくとともに、全国原子力発電所所在市町村協議会などの会議の場においても、これらの課題については、地域の実情に照らし合わせながら必要に応じて意見を述べてまいります。

また、引き続き広く情報収集に努め、関係町村との十分な協議を重ねながら、発電所周辺地域原子力防災計画の改訂を行い、原子力災害に対する実効性の更なる向上に努めてまいりたいと考えております。

7項めは、複合災害時、放射線防護施設は要配慮者を守る役割を果たせるのか、避難計画の実効性や安全性は担保されていないことになるのでは、最新の知見を取り入れるなど対策は町内の施設で検討しているのかについてであります。

放射線防護施設につきましては、内閣府における放射線防護対策に係る基本的な考え方についての中で、早期の避難が困難である住民等が一時的に避難できる施設として、病院、介護施設、学校などの避難所として活用が可能な施設等に対し、気密性の高い放射線防護対策を講じておくことの必要性が明記されております。

この放射線防護施設を整備する前提として、施工時の条件においては、法に基づく一定の耐震性及び耐津波性が必要であるとされており、町内の5施設において、これらの諸条件はクリアされており、原子力災害時での早期の避難が困難である住民等に対する防護措置の役割は果たしているものと認識しております。

したがって、町といたしましては、現時点では、町内5つの放射線防護施設における耐震化に対する具体的な検討には至っておりませんが、この度の能登半島地震により施設の一部が損傷するなどの被害を受けた放射線防護施設もあったことから、今後、国において、放射線防護施設の耐震化の基準となる新耐震設計法も含めた放射線防護施設のあり方について、見直しが行われた場合には、北海道や施設の設置者との協議を進め、適切に対応して参りたいと考えております。

9項めは、能登半島地震から得られた新たな知見を取り入れ、防災計画を見直すべき、危険な原発は廃炉にについてであります。

泊発電所の再稼働については、この度の地震の知見も反映し、原子力規制委員会において厳正な審査が進められるものと考えており、それに伴い、更なる安全性の向上に努めながら、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえ、国及び電力事業者において判断すべきものと考えております。

< 再 質 問 >

地震等の発生により家屋における屋内退避が困難な場合は町内の避難所で屋内退避とされている。また、利用困難な場合は、隣接する町村の避難所への利用等北海道へ調整を依頼するとした。能登半島の地震が無かったような答弁です。あの現実をみても、まだ、避難できると思っているのか。

避難経路がたたれた場合、自衛隊、海上保安庁の協力要請でヘリコプター、船の使用も想定する。想定はいいが想定であって現実には実行できない。計画の見直しは住民の立場に立って行うことです。災害の時は住民避難はできないということではないのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めの、能登半島地震の現実を見てもまだ避難できると思うのかについてと、2 項めの災害時の住民避難はできないということではないのかについては関連がありますので、併せてお答えします。

屋内退避につきましては、現行の泊発電所周辺地域原子力防災計画において、地震等の発生による、家屋の倒壊等により屋内退避が困難な場合には、町内の避難所等での屋内退避、また、困難な場合は、隣接する町村の避難所等の利用などについて定められており、避難道路の確保についても、国道を基本避難経路として、複数の経路設定、また、陸路のみならず、空路や海路などの使用も確保するなど、複層的な対策が講じられているところであります。

いずれにいたしましても、町といたしましては、今後、国において、能登半島地震で得られた教訓と知見を基に、中央防災会議において、更なる避難計画の議論がなされるものと考えており、改訂された後には遅滞なく、泊発電所周辺地域原子力防災計画の改訂を行い、この地域における原子力災害に対する実効性の向上に努めてまいりたいと考えております。

< 再々質問 >

国土交通省が公開している国土数値情報を用い、原発30キロ圏で緊急輸送道路と土砂災害警戒区域が重なっている地点を抽出し、建設中を含む国内19原発の30キロ圏にある自治体のうち18道府県計109市町村、北海道電力泊原発周辺の13町村が地震など災害時の緊急輸送道路が土砂崩れなどにより寸断される恐れがあることを共同通信が分析し明らかになったと10日、新聞報道がされた。

能登半島地震で原発再稼働の前提となる避難計画は、地震・津波災害に対応できないことが、いよいよ明瞭となった。避難計画にある道路は、土砂崩れで寸断し、集落は孤立状態になり、逃げようにも逃げられない。また避難計画は、屋内退避が原則だが、倒壊の危険性がある建物にとどまれというのか、津波や放射能から逃げずにとどまれというのか、命を守ることに根本的に矛盾するではありませんか。

海も空も逃げられない、現実的でない訓練のための訓練だった。抜本的な見直しが必要がある。北陸電力は再稼働を目指すとのことだが、首長として以前のように安全性をアピールすることはむずかしい。と志賀町の稲岡町長が発言している。

住民の財産と命を守る責任のある木村町長も同じ思いではありませんか。

地震・津波国の安全な原発などはない、大災害時に避難計画は全く機能しない、この事実を認め危険な原発は廃炉と町長は声を上げるべきではないのか。

【答 弁】
町 長：

今回の地震による影響について、盛り土締め固め度など、東日本大震災を教訓とした改訂により効果が得られている道路もあると承知しており、こうした技術的な事項も含め、今後、国において、能登半島地震で得られた教訓と知見を基に、中央防災会議において、更なる避難計画の議論がなされるものと考えており、改訂された後には遅滞なく、泊発電所周辺地域原子力防災計画の改訂を行い、この地域における原子力災害に対する実効性の向上に努めてまいりたいと考えております。

2 住民に最善のサービスを提供するため地方自治の本旨に基づく役場業務を

町民の利便性向上に繋がる施策、自治体DX推進計画やデジタル田園都市国家構想を踏まえた令和6年度も民間から派遣の専門的知見を有するデジタル専門人材の助言を引き続き取り入れる行政DX推進事業に2,152万6千円を計上している。

令和5年度は民間派遣のデジタル専門人材として東日本電信電話株式会社北海道事業部より、デジタル専門人材派遣としていましたが令和6年度の派遣専門人材の会社名は。

AIチャットボットサービス導入業務委託料313万5千円。

公共交通キャッシュレス決済サービス導入業務委託料637万4千円。

職員研修事業でDX人材育成研修業務委託料282万7千円。

各事業の内容と業務委託先は。

基幹行政システム標準化・共通化事業で、総合行政システム標準化・共通化初期導入業務委託料2,473万1千円。

戸籍・戸籍附票システム標準化・共通化初期導入業務委託料222万2千円。

健康管理システム標準化・共通化初期導入業務委託料299万1千円。

各事業の内容と業務委託先は。

移住定住促進事業の岩内町移住情報総合サイト改修業務委託料448万6千円。

この事業の内容と委託先は。

町が発注する委託業務の受託業者は、東日本電信電話株式会社北海道事業部派遣人材グループに属するものもあるのか。委託される事業名は。

AIチャットボットサービス導入は業務や住民対応の中で活用するのか。

活用に関して職場での規則等、決まりはあるのか。

デジタル化を支える人材の確保・育成が重視されるが職員研修事業DX人材育成研修を受ける対象は。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律で国が定める標準化基準に適合させる義務と国が構築するガバメントクラウドを活用して地方自治体情報システムを利用する努力義務が課され、自治体情報システムの標準化・共通化が推進されている。標準化対象の20基幹業務が政令で定められている。

20基幹業務とは。

ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行期限は。

健やかなまちづくりの実現にあたってのデジタル化の推進では、マイナカードは、行政サービスのデジタル化に伴い健康保険証としての利用など引き続き制度の周知と普及促進に取り組むとあり、個人番号カード交付事務事業に1,047万5千円を計上しています。

直近で交付枚数は8,958枚、交付率は79.0%としましたが現在の交付枚数と交付率は。

マイナンバーカードの申請率に関する国による勘案・加点の制度は廃止になったが、普及率上位の3分の1の自治体は、残り自治体より優遇されるなどの報道がある。

こうしたペナルティは今でもあるのか。

総務省はマイナンバーカードの有効申請受付数9,978万人、人口比約79.6%。累計交付枚数は9,820万人、同比約78.3%と示しています。

着実に交付が進んでいると言いますが、高齢者や障がいを持つ人にとっては困

難です。

岩内町での高齢者や障がいを持った人の申請受付件数と普及率は。

マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用率は4%と報道されていますが町のオンライン資格確認の利用率は。

政府が国・地方の公務員に、マイナンバーカードを取得するよう促している。カード取得は法律上の義務ではない。取得状況を報告する指示があるのか。

町職員の普及率は。

今年12月廃止の健康保険証。医療機関での受診に現在の保険証を残してほしいとの声が医療従事者、受診者からも出ている。

カードの保険証利用を登録した被保険者に、資格情報のお知らせA4判を出すことにしたが、なぜ新たに発行するのか。この資格情報のお知らせの内容は。

マイナ保険証を取得しない被保険者には資格確認書を発行することになっています。

マイナ保険証を保有していない被保険者について、切れ目なく医療サービスを受けられるよう、資格確認書の交付事務をとり進めるとしているが、これに変更はあるのか。

移住促進対策では、本年度は新たに奨学金返還支援事業を制度化し、地元や定住やUターンによる就職等を検討する若者の後押しとなるよう支援するとしました。

支援事業の内容と支援を受けられることができる要件は。

支援期間、年齢条件、対応する事業者等、支援金額等は。

地元への定住、Uターンによる就職など若者支援策の強化を求めています、町長の考えは。

霊苑・墓地の適切な管理運営に努めるとして、合葬墓の整備と関係者との協議結果等をもとに、時期や規模などの具体的整備内容の検討に着手するとしました。

関係者との協議とはどのようなことが話し合われたのか。

令和5年中の墓地使用取扱件数で東山墓地返還12件、岩内町墓園返還11件の23件の返還がありました。承継が88件ある中での返還の理由は。

時期や規模などの具体的内容の検討に着手は、合同墓を望んでいる住民への希望です。迅速な対応を求めますが、町長の考えは。

【答 弁】
町 長：

1項めは、令和6年度の派遣専門人材の会社名は、についてであります。

令和6年度につきましては、デジタル専門人材として、東日本電信電話株式会社より、1名派遣を受けることとなっております。

2項めは、AIチャットボットサービス導入業務、公共交通キャッシュレス決済サービス導入業務、DX人材育成研修業務の内容と業務委託先は、についてであります。

まず、AIチャットボットサービス導入業務につきましては、町民から役場への問合せ対応について、業務時間外は職員の対応はできないため、町公式ホームページや町公式LINEアカウント上に、質問を入力するとその答えが返ってくるチャットボットを構築しようとするもので、質問の答えがわからないと表示されると、その後の利用が敬遠されることから、質問の意図をくみ取って関連する項目を表示できるAI型として導入しようとするものであります。

次に、公共交通キャッシュレス決済サービス導入業務については、コミュニティバス、ノッタラインと円山地域乗合タクシーについて、運賃支払いを現金のほか、キャッシュレス決済でも支払いできる仕組みを構築しようとするもので、車両にキャッシュレス決済端末を設置し、利用者はスマートフォン専用アプリで表示されるQRコードをかざすことにより決済できるものであります。WAONやnanacoなどのICカードと連携設定すると、それらでも決済ができるなど、高齢者等も利用しやすい簡易な取扱いも含めた仕組みとして、導入しようとするものであります。

なお、AIチャットボットサービス導入業務と公共交通キャッシュレス決済サービス導入業務の委託先については、新年度予算成立後に、各種法令等の規定に基づき、業者を選定する予定であります。

次に、DX人材育成研修業務については、RPA技術の導入による業務の自動化を図ることを目的に、対象業務の選定支援やRPAツールの操作研修等を行うものであり、業務の委託先については、令和5年度からの継続事業であること、全国の先進自治体における実績から、東日本電信電話株式会社を予定しております。

3項めの、総合行政システム標準化・共通化初期導入業務、戸籍・戸籍附票システム標準化・共通化初期導入業務、健康管理システム標準化・共通化初期導入業務の内容と業務委託先は、についてと、7項めの、20基幹業務とは、についてと、8項めの、標準準拠システムへの移行期限は、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

国の自治体DX推進計画の重点取組事項の一つに自治体情報システムの標準化・共通化があり、令和7年度末までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行することとされております。

これに伴う業務として、住民基本台帳や税などの総合行政システムと戸籍・戸籍附票システム、各種健診などを管理する健康管理システムについて、令和6年度作業実施分を初期導入業務として予算計上したものであり、内容としては、現在の外字を標準準拠システムのフォント基盤に適用させる文字同定や、システム移行に伴うデータ類の内容整理などで、業務委託先については、それぞれの現状のシステム保守ベンダーを予定しております。

また、国が標準化対象とする業務については、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、

生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20業務であります。児童扶養手当、生活保護業務については、都道府県で行う業務であることから、本町においては18業務が対象となります。

4項めは、移住情報総合サイト改修業務の内容と業務委託先は、についてであります。

現在利用している移住情報総合サイトの掲載情報を整理し、ページを再構成することで、移住を検討している方がより見やすく、かつ必要な情報を、的確に収集することができるよう改修するものであります。

委託先については、新年度予算成立後に、各種法令等の規定に基づき、業者を選定する予定であります。

5項めは、町が発注する委託業務の受託業者に、東日本電信電話株式会社北海道事業部派遣人材グループに属するものもあるのか、委託事業名は、についてであります。

本町が派遣を受けるデジタル専門人材の派遣元である、東日本電信電話株式会社の委託予定の事業は、DX人材育成研修業務がありますが、この業務委託は、デジタル専門人材派遣業務とは別に、業務委託を行うものであります。

6項めは、AIチャットボットサービス導入は業務や住民対応の中で活用するのか、活用に関して職場での規則等決まりはあるのか、DX人材育成研修を受ける対象は、についてであります。

AIチャットボットサービスは、業務時間外でも住民からの問合せに対応できるように、住民の利便性向上施策として導入するものであり、質問項目と対になる回答内容のデータベースを構築し、質問内容をAI処理で認識し、町があらかじめ作成した回答を表示する仕組みであります。

そのため、業務時間内においては、職員が従来どおり、電話対応や窓口対応を行うものであり、その際に来庁者と対話しながら当該サービスを利用する場面も想定はされますが、その活用については、規則的なものを定める考えはありません。

また、DX人材育成研修の受講対象につきましては、総務課庁舎・情報管理係と、係長職以下の若手職員を対象としております。

9項めは、マイナンバーカードの交付枚数と交付率についてであります。

令和6年2月末現在の、マイナンバーカードの交付枚数は8,988枚、交付率は79.2%であります。

10項めは、マイナンバーカード申請率に関する国の勘案・加点制度は廃止されたが、普及率上位の自治体は優遇されるなど報道があり、こうしたペナルティは今でもあるのか、についてであります。

令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金・デジタル実装タイプについては、マイナンバーカード利用横展開事例創出型、マイナンバーカード高度利用型、データ連携基盤活用型において、その申請要件に申請率7割以上や全国平均交付率以上との条件があり、令和6年度の当該交付金についてはその条件は廃止となったものの、マイナンバーカードを利活用する取り組みに対する加点等の優遇措置は継続されております。

11項めは、高齢者や障がいを持った人の申請受付枚数と、普及率について、であります。

マイナンバーカードの申請については、国が運営するオンラインサービスにより、直接個人での手続きを行う場合があること、また、申請数に関する国からの情報提供においても、高齢者や障がい者の区分がないことから、これらの申請数や普及率については、把握ができないものであります。

12項めは、町のオンライン資格確認の利用率、についてであります。

町が保険者である岩内町国民健康保険の被保険者におけるマイナ保険証のオンライン資格確認の利用率につきましては、令和6年2月14日付けで国民健康保険中央会から情報提供があり、令和5年10月の利用率が、2.67%、11月の利用率が、2.10%となっております。

13項めは、政府から町職員のマイナンバーカード取得状況を報告する指示はあるのか、町職員の普及率は、についてであります。

国がマイナンバーカードの取得状況を把握するための照会につきましては、直近で、令和5年4月に受理しており、その時点で報告している町職員の交付率は、令和5年3月末時点において、80.7%であります。

14項めは、資格情報のお知らせの発行理由と内容について、であります。

資格情報のお知らせにつきましては、現行の健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証保有者が、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるようにするためと、マイナ保険証と一体で使用することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等での受診を可能とするために交付するものであります。

なお、お知らせする内容につきましては、氏名、被保険者記号・番号・枝番・保険者番号・交付者名又は保険者名、負担割合、有効期限、適用開始年月日又は資格取得年月日、交付年月日、マイナポータルへアクセスするためのQRコード等が国から示されております。

15項めは、資格確認の交付事務を取り進めるとしているが、これに変更はあるのか、についてであります。

資格確認書の交付につきましては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある者について、氏名・生年月日、被保険者記号・番号、保険者情報が記載された資格確認書により被保険者資格を確認することとされております。

よって原則、本人の申請に基づき保険者が速やかに交付することとされておりますが、当分の間、マイナ保険証を保有していない者、その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付するよう、既に示された国の運用に変更は無いことから、町が保険者である岩内町国民健康保険における、マイナ保険証を保有していない被保険者について、切れ目なく医療サービスを受受できるよう、資格確認書の交付事務を取り進めてまいります。

16項めの、奨学金返還支援事業を受けることができる内容や要件は、についてと、17項めの、支援期間、年齢条件、対応する事業者等、支援金額等について、及び、若者支援策の強化に対する町長の考えは、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

まず、対象となる要件についてであります。大学等を卒業した者、新たに町内事業者等に正規に雇用され、今後5年以上継続して就業する見込みの者、認定を受けようとする年度の前年度の末日において年齢が満35歳未満の者、本町に現に居住している者で今後5年以上継続して居住する見込みである者、岩内町費職員として発令される者のうち、介護支援専門員、栄養士、技師、保健師、看護師、保育士である者のほか、奨学金の返還や、町税等を滞納していないことなどを含め、これらの要件の全てに該当し、認定を受けた者、としたと考えております。

次に、支援期間、対応する事業者等、支援金額等についてであります。支援期間は、最長10年間としており、対応する事業者等は、町内に住所を有する個人又は法人であって、事務所、店舗、工場、その他事業に供する施設を有する事業所等としており、支援金額は、年間18万円を上限とするものであり

ます。

いずれにいたしましても、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、学生や若者のU I Jターンや地元定着を促進するための取組の推進が掲げられており、町といたしましても、地域産業の担い手となる学生等の奨学金返還支援制度については、若者の地方定着の動きを後押しする重要な施策であると認識していることから、本事業の実施により、地域の担い手となる人材の確保や若い世代の定住の促進が図られるものと考えております。

18項めは、合葬墓整備に係る関係者との協議についてであります。

町では、合葬墓の整備を検討するにあたり、関係事業者との意見交換を行ってきており、その中で、宗教関係者からは、寺院等からの檀家離れや、石材店からは、経営への影響などが懸念されることから、合葬墓に対する慎重な意見も多く寄せられたところではありますが、総体的に意見を集約すると、今後においては、合葬墓が必要になるものと捉えております。

また、町といたしましても、町議会での議論や、町民ニーズへの対応による安心な暮らしづくりのため、将来的な合葬墓の必要性等について説明を行ってきたところでもあります。

19項めは、令和5年中の墓地使用取扱件数で23件の返還がありました。承継が88件ある中での返還の理由についてであります。

令和5年中における、墓地の返還23件の主な理由としましては、お骨を管理する方による、町外のお墓や納骨堂への改葬によるものであります。

20項めは、時期や規模などの具体的内容の検討に着手は合葬墓を望んでいる住民への希望です。迅速な対応を求めるが、町長の考えはについてであります。

町では、令和3年度に実施した町営合葬墓に関するアンケート調査の結果などから、住民ニーズが一定程度あるものと認識しており、令和6年度におきましては、これまでの関係者との協議による意見等を参考にしながら、他の自治体における整備内容や、その手法について視察等により情報収集を行い、本町における合葬墓の整備について、時期や規模のほか、施設管理のあり方や埋蔵方法、管理料等の利用条件などを含めた具体的事項の検討に着手したいと考えております。

< 再 質 問 >

資格確認書は切れ間なく医療サービスを享受できるよう交付事務を進めるとしました。

発行済みの保険証は最長1年間有効とみなす経過措置が取られるが、75歳になると後期高齢者医療制度に移行、厚労省は加入する保険が変わった時点で経過措置は終了と説明。転職時期や年齢によっては、猶予期間が1年ではなく、ただちに終わるケースも想定されるのか。

マイナカードをそのまま登録せずに利用しない場合も切れ目なく医療サービスを享受できるよう、資格確認証の交付事務を取り進めることになりましたね。確認です。

障害のある被保険者もカードを持っているけれど暗証番号で利用困難な老人も、問題の解決は現行の保険証1枚で解決です。

全国保険医団体連合会が42道府県の高齢者施設、介護施設等で行った健康保険証廃止に伴う高齢者施設等への影響調査結果は反対が59.2%。賛成が7.8%で反対の理由は利用者・入所者のカード管理ができないなどです。

現在の保険証廃止に反対し、保険証存続が唯一の解決策ではありませんか。

【答 弁】
町 長：

1項めの、転職時期や年齢によっては、猶予期間が1年ではなく、ただちに終わるケースも想定されるのかと、2項めのマイナカードをそのまま登録せずに利用しない場合も切れ目なく医療サービスを享受できるよう、資格確認書の交付事務を取り進めることとなりますね。は関連がありますので、あわせてお答えいたします。

後期高齢者医療制度に移行する場合、令和6年12月1日までに資格を取得された方につきましては、これまで同様の保険証が交付され、有効期限は令和7年7月31日までとなり、また、令和6年12月2日以降に資格を取得される方につきましては、マイナ保険証、もしくは、保有していない方につきましては、資格確認書を交付することとなります。

この資格確認書の交付につきましては、切れ目なく医療サービスを享受できるよう、配意しながら、交付事務を取り進めてまいります。

3項めは、現在の保険証廃止に反対し、保険証存続が唯一の解決策ではありませんかについてであります。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、令和5年6月、国のマイナンバー法等の一部改正に基づき、施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の健康保険証からマイナ保険証に移行することが決定されたところであります。町といたしましては、国の方針に基づき、切れ目なく医療サービスを享受できるよう配意しながら、交付事務を取り進めることにより、全ての方に安心して確実に保険診療を受けていただける環境づくりに努めてまいります。

3 震災に強くお年寄り・障がい者・子育て世代が住みやすい安心安全な町づくりに

水道事業の老朽化・耐震化対策では、岩内町浄水場管理棟・ボイラー室棟の耐震改修工事及び沈殿池・ろ過池棟の耐震改修に向け実施設計とある。

元日の能登半島地震発生後、最大およそ11万戸が断水となり、2月末時点をもって7つの市町のおよそ1万8,880戸で水道が使えない状況が続いていると報道。厚生労働省によると、2021年度末で水道管の耐震適合率は全国平均で41.2%です。

岩内町の耐震適合率は。

水道管の耐震強度は、水道施設耐震工法指針で定めるレベル2の地震動を前提に定めているが町水道は指針に沿っているのか。

耐用年数40年を過ぎる水道管は敷設管の何割あるのか。

漏水対策は岩内町一円を調査区域に実施するのは、区域を決めた漏水調査が終了し新たな調査に進むのか。

調査の結果、漏水箇所の改修で有収率が上がったのか。

最近の地震は震度6や7クラスが多発している。

浄水場管理棟・ボイラー室棟の耐震改修工事で耐震強度はいくらまで対応できるのか。

沈殿池・ろ過池棟の耐震改修に向けた実施設計の具体的な耐震工事内容は。

災害復旧で住民が困っているのは水が出ないことです。ライフラインを守る水道設備の耐震化と避難所周辺などを優先して耐震管への交換を進める必要があるのではないのか。

観光振興対策では、いわない温泉への注目度が高まっている。円山連携会議を中心に観光事業者と連携しながら、いわない温泉のブランディングやリゾート開発を推進とある。

いわない温泉ではサンサンの湯、いわない高原ホテル、いわない温泉高島旅館、いわない温泉おかえりなさいなどで観光客や町民が湯巡りを楽しんでいます。

温泉観光の核として住民からも親しまれたグリーンパークはどのようになっているのか。HPには令和3年12月31日をもちまして、閉館のお知らせが更新されていない。住民は温泉を再度利用できるようになるのですか。

イワナイリゾートでは、キャットツアーでニセコから観光客が訪れていますがスキー場リフト改修事業は町の負担です。スキー場利用の状況など報告は受けているのか。

イワナイリゾートの計画は進んでいるのか。

いわない温泉9号井の水中ポンプ購入費として1,313万4千円が計上されています。

今まで、何本の温泉を増掘し現在、いわない温泉で使われている泉源は何本あるのか。

9号井で使用予定の水中ポンプの利用目的は。

夏季の賑わい創出に向け海水浴場の開設で海辺の新たな交流拠点づくりを進めるとして海水浴場の管理組合への支援が計画されている。

管理組合の構成・開設規模、事業費などを含め具体的な管理・運営体制は。

海水浴場の目の前には泊原発があります。原子力防災との関係ではPAZの区域です。

町長の海水浴場開設への思いは。

地域ブランドの確立では、トラウトサーモンを海の町にふさわしい特産物として、岩内港内の海中養殖試験の継続や、陸上中間養殖試験施設の完成、生産や流通の可能性を探る、深層水事業による地場産業支援対策として、トラウトサーモンを使った陸上養殖試験を実施し、深層水による出荷調整の可能性などを引き続き検証、企業誘致の推進でトラウトサーモン養殖実証試験を通じて、国内大手水産養殖会社の企業進出に向けた支援や連携を強化として、この執行方針から町が考え見えてくるものは何か。

この事業は統一されて進める事業なのか。

地元漁業者、漁業協同組合は参画しているのか。

大和埠頭水中養魚施設の使用廃止の代替施設として既存の市場内にある海水を利用した蓄養設備を深層水を利用した蓄養設備に補助とある。

大和埠頭水中養魚施設の使用廃止理由は何か。

トラウトサーモンに関する計画との連携はあるのか。

漁業振興で取り組む事業計画の一体感が伝わらない。町長の所見は。

地域公共交通の確保でノッタライン及び円山地域乗合タクシーは全体的なバランスや安全面を考慮した運行ルートの確保に努めながら引き続き地域住民の利便性や交通手段をもたない高齢者等の外出機会が確保されるよう、持続可能な運行に努めるとしました。

ノッタライン利用者の中で障がい者の乗車は8,735人、24%。円山地域乗合タクシーでの障がい者の乗車は1,046人、20%です。大切な移動手段として活用されている。地域住民の利便性の確保などで町に寄せられた、地域公共交通ノッタラインを御崎・大和地域への運行願い、人材開発センター横から東山3号棟へ停留所の移動を求める陳情書など、大和・御崎地区への運行については、現在ノッタラインの運行事業者の協力を得ながら、現在調査を行っている。陳情者である団体の代表者の方の意見は聞いてまいりたいと答弁したが、住民との話合いなどは行われたのか。

東山3号棟への移設は冬季間の実証運行が終わったので運行业者の報告を受けるとしている。運行事業者との話合いはどのようなになったのか。

交通手段をもたない高齢者等が増加し、外出機会が確保される新たな交通体系を今後、どのように取り組んでいくのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、岩内町の水道管の耐震適合率は、町水道の耐震強度は、水道施設耐震工法指針に沿っているのかについてであります。

耐震化適合率につきましては、導水管、送水管、配水本管の給水管の分岐を行っていない管路における、耐震管の割合に加え、耐震管以外を使用しているも、管路が布設された地盤性状を勘案して耐震性があると評価できる管路を加えた割合であり、令和4年度末では77.5%となっております。

また、平成19年度より進めている、管路の耐震化事業における耐震強度の設定につきましては、水道施設耐震工法指針・解説で示されている、水道施設の重要度分類に沿って、導水管、送水管、配水本管を重要度区分が一番高い、ランクA1の施設と位置付け、レベル1地震動に対し、耐震性能1の地震によって健全な機能を損なわない性能、レベル2地震動に対し、耐震性能2の地震によって生じる損傷が軽微であって、地震後に必要とする修復が軽微なものにとどまり、機能に重大な影響を及ぼさない性能を有する管種を選定しており、本指針に沿った整備を実施しているところであります。

2 項めは、耐用年数40年を過ぎる水道管の割合。

町内一円を調査範囲とする漏水調査は新たな調査か。

調査の結果、漏水箇所の改修で有収率が上がったのかについてであります。

耐用年数40年を過ぎた水道管の割合につきましては、令和4年度末現在で、管路延長は120,624メートルとなっており、そのうち耐用年数40年を過ぎた管路は65,972メートルで、全体の54.69%であります。

また、漏水調査につきましては、令和2年度より、区域を区切らず、町内一円を調査範囲として実施していることから、新たな調査ではなく、これまでと同様の調査を継続し、漏水箇所の早期発見に努めてまいります。

次に、調査の結果、漏水箇所の改修で、有収率は上がったのかにつきましては、毎年、漏水箇所を特定した修繕を進めている中で、令和2年度から令和4年度において平均約85%を維持できており、令和元年度81.7%と比較し、有収率は上がっており、漏水調査の成果によるものと考えております。

3 項めは、浄水場管理棟・ボイラー室棟の耐震改修工事で耐震強度はいくらまで対応できるのか。沈殿池・ろ過池棟の耐震改修に向けた実施設計の具体的な耐震工事内容についてはあります。

浄水場等の浄水施設につきましては、水道施設耐震工法指針・解説に沿って、重要度区分が一番高いランクA1の施設と位置付けており、浄水場管理棟・ボイラー室棟につきましては、国土交通省の官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、耐震安全性の分類をⅡ類として、耐震改修工事を進めることとしており、耐震改修後は震度6強～7程度の地震後においても構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用でき、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる設定とされております。

次に、沈殿池・ろ過池棟の実実施設計につきましては、平成29年度に実施した耐震診断の結果、必要な耐震性能を確保できていなかったため、屋根および柱の一部を耐震補強するよう実施設計を進めるものであり、具体的な工事内容につきましては、実施設計完了後に確定するものであります。

4 項めは、ライフラインを守る水道設備の耐震化と避難所周辺などを優先して、耐震管への交換を進める必要があるのではないのかについてであります。

町では、ライフラインの耐震化は、重要な施策と考えていることから、配水本管については平成19年度より耐震改修事業を進め、平成30年度に完了し

ているところであり、導水管につきましても平成23年、24年度の2ヶ年で耐震改修が完了しているところでもあります。

合わせて平成28年度より、国の生活基盤施設耐震化等交付金制度を活用した、緊急時給水拠点確保等事業にも着手し、町の地域防災計画上の指定緊急避難所、指定避難所と災害対策本部となる役場庁舎及び基幹医療施設を含めた18施設を緊急時給水拠点として、令和4年度末現在18施設のうち、11施設へ配水される配水支管の耐震化が完了しているところでもあります。

いずれにいたしましても、いつ、どこで大地震による被災があってもおかしくない昨今において、安心・安全な水道施設を構築することは、大変重要であることから、今後も配水管の耐震化及び岩内町浄水場の耐震改修工事を取り進め、災害時においても可能な限り水道水の供給を維持できるよう努めてまいります。

5項めは、温泉観光の核であったグリーンパークはどのようになっているのか。住民は温泉を再度利用できるようになるのかについてであります。

旧ホテルグリーンパークいわないについては、施設の所有者であるユキカムイ株式会社より現在改修工事が行われているところであり、開設にあたっての温泉利用に係るホテルの運営方針等については現在検討中と伺っております。

6項めは、イワナイリゾートからスキー場利用の状況など報告は受けているのか。イワナイリゾートの計画は進んでいるのかについてであります。

イワナイリゾートを運営しているユキカムイ株式会社からは、毎シーズンごとにリフトの利用者数や、キャットツアーの利用者数、利用者の安全面に係る索道施設の状況などの報告を受けているところでもあります。

また、イワナイリゾートの開発計画については、コロナ禍などの影響により、進捗が遅れていたものの、現時点では、旧ホテルグリーンパークいわないの施設改修工事に着手していることや、ターゲットとしているインバウンド客も徐々に戻っており、今シーズンでは過去最高のキャットツアーの利用者数になる見込みと伺っておりますので、町といたしましては、今後の開発計画の進展に期待しているところでもあります。

7項めは、いわない温泉では今まで何本の温泉を増掘し、現在使われている泉源は何本あるのか。9号井で使用予定の水中ポンプの利用目的はについてであります。

いわない温泉では、これまで8本の温泉を掘削し、現在、使用している泉源は、5号井、7号井、9号井の3本であります。

また、このたび購入を予定している9号井用の水中ポンプについては、現在9号井で稼働している水中ポンプのメンテナンスに必要な入れ替え用として利用するためのものであります。

8項めは、海水浴場の管理組合の構成、開設規模、事業費などを含めた具体的な管理・運営体制はについてであります。

海水浴場の管理組合の構成については、当初は町が中心となって担っていくことを想定しておりますが、町内の関係団体等と協議・連携を進め、海水浴場に関係する団体等を増やしてまいりたいと考えております。

また、開設規模については、遊泳区域では旧フェリー埠頭東側の砂浜で、幅200メートル、沖合100メートルほどの遊泳区域を想定しており、事業費などを含めた具体的な管理・運営体制については、主に、用地整備や給水設備などの施設整備に係る工事については町が実施する予定で、予算計上額については1,786万3千円、海水浴場の運営に関することは管理組合で実施する予定で、予算計上額については709万1千円、合わせて総事業費は2,49

5万4千円となっております。

9項めは、町長の海水浴場開設への思いはについてであります。

海水浴場につきましては、これまでも観光協会や私の思いなどでも要望のあった事業であり、令和3年6月に策定した岩内町総合振興計画におきまして、岩内港を含めた臨海地域を港ふれあい・観光物流拠点ゾーンと位置付けており、夏季の賑わいの創出と、海のまち岩内の歴史を鑑みて、海辺の新たな交流拠点づくりを進めていきたいというものであります。

10項めは、この執行方針から町が考え見えてくるものは何か。この事業は統一されて進める事業なのかについてであります。

トラウトサーモン養殖事業に臨む町の考えといたしましては、海のまちにふさわしい北海道岩内サーモンとしての新たな地域ブランドの確立や、海洋深層水の低温特性を活かした出荷調整への利活用、さらに、陸上ふ化中間養殖環境の整備による日本サーモンファーム株式会社の将来的な企業誘致など、それぞれの観点での取り組みを統一的に進めることで、前浜の漁獲低迷や水産加工原料不足を打開するための本町の水産振興につながっていくものと考えております。

11項めの、地元漁業者、漁業協同組合は参画しているのかについてと、14項めの、漁業振興で取り組む事業計画の一体感が伝わらない。町長の所見はについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

トラウトサーモン海面養殖試験においては、生け簀の設置や水揚げ、自動給餌器に餌を補給する作業には、地元漁業者による用船作業があり、試験段階においても地元漁業者との関わりなどがもたれております。

将来的には、事業展開の拡大に比例して、地元漁業者が関係する場が多業務に広がるものと想定しており、トラウトサーモン養殖事業展開の拡大を視野に入れて、地元漁業者や漁業協同組合の関わりについて、様々な可能性を探っているところであります。

12項めは、大和埠頭水中養魚施設の使用廃止理由は何かについてであります。

大和埠頭にある水中養魚施設は、平成16年に漁業者の経営安定に資するよう、海洋深層水を使用して安定的な出荷調整機能を維持し、水産物の付加価値向上を図るため整備された施設であります。

施設ではこれまで、タコやウニなどの蓄養に利用されておりますが、近年は施設の老朽化や立地的要因などから、砂の流入や波浪の影響による施設の破損が頻繁に起こっており、大和埠頭の現況から、修繕等を行ったとしても、今後も継続して施設を使用することは困難であると判断したものであります。

13項めは、トラウトサーモンに関する計画との連携はあるのかについてであります。

地域ブランドの確立および深層水事業による地場産業支援対策における、トラウトサーモン養殖と、大和埠頭水中養魚施設の使用中止との関係性はありません。

15項めは、住民との話し合いなど行われたか。運行事業者との話し合いはどのようなかについてであります。

いわない循環バス、ノッタラインの停留所に関し、令和5年度において、大和・御崎地区と東山団地周辺地区より、それぞれ陳情を受けたところであり、要望内容をもとに想定したルートにおいて、運行事業者の協力により、実際のバスで冬期間を含めた試験運行を実施しており、その結果については、近日中に報告を受ける予定となっております。

なお、現行の運行ルートを変更する際には、路線変更に伴う走行時間への影響や、新たな停留所を設置する適切な場所があるか、道路幅など、バスの運行に支障がないかなどの検証が必要となり、特に冬期間の安全面の確保が、重要であるものと考えております。

こうした確認を踏まえて、今後、地域住民との話し合いの場を設ける予定であり、その結果も踏まえて、岩内町地域公共交通活性化協議会においても議論していくものと考えております。

16項めは、交通手段を持たない高齢者が増加し、外出機会が確保される新たな交通体系を今後どのように取り組んでいくのかについてであります。

本町におきましては、岩内循環バスと、円山地域乗合タクシーの運行により、町内を面的にネットワークする交通体制の整備は、一定程度されたものの、広域バス路線においては、一部廃止、減便などの運行体制の再編がされており、今後においては、広域バス路線を含めた、地域公共交通のあり方がより、求められているものと認識しております。

いずれにいたしましても、どのような交通体系が、当地域に合うのかや、必要となるのかなど、限られた車両で、できる限り利用者の安全性や利便性を確保したうえで、持続可能な公共交通となることを大前提に、先進事例なども参考にしながら、幅広い検討をしたいと考えております。

< 再 質 問 >

浄水場管理棟、ボイラー室棟は国土交通省の基準に基づき耐震改修工事を進めるとしており改修後は震度6強から7程度の地震にも構造体の補修はなく使用できるとした。

また、町の地域防災計画の指定緊急避難所として基幹医療施設を緊急時給水拠点として耐震化が完了しているとしました。

厚生労働省健康局水道課が各都道府県水道行政担当部へ、基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等についてと事務連絡を出している。

連絡では、災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため基幹病院等の重要給水施設に至る管路等について、優先的に耐震化を図ることが求められることから、引き続き重要給水施設に至る水道施設の耐震化の促進に努める。

また、関係機関と連携し、基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認するなど、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう応急給水体制の充実を図る。

町内透析医療機関・病院・医院などへの対応では、重要給水施設に至る管路等の耐震化は進んでいるのか。

応急給水体制の充実は図られているのか。

イワナイリゾート計画の進捗率はどうなっているのか。

いわない温泉5、7、9号井の温泉湧出量は。

湧出量に変化はあるのか。

グリーンパークへの温泉供給で地元住民は利用できるようになるのかについて、温泉利用はホテルの運営方針等で現在検討中は、当初の話と違っているのではないのか。

町は住民利用を促さないのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、重要給水施設に至る管路等の耐震化は進んでいるのかについてであります。

平成28年度より進めている緊急時給水拠点確保等事業における基幹病院等及び透析医療機関については、基幹病院を岩内協会病院、透析医療機関を岩内大浜医院と位置づけており、配水管の耐震化につきましては、岩内協会病院までは、平成29年度に完了しており、岩内大浜医院につきましても、残りの緊急時給水拠点とあわせて整備を進めております。

2 項めは、応急給水体制の充実は図られているのかについてであります。

応急給水体制については、厚生労働省より示されております、水道の耐震化計画等策定指針において、給水場所は、避難所や病院の位置、輸送ルートについて定めておくこととされ、応急給水設備は、町職員、応援者等が行うことを考慮して、操作の容易なものとされております。

このことから、町では給水パックを必要数備蓄するとともに、災害時における物資供給に関する協定を、町内2業者と締結し、あわせて、公益社団法人日本水道協会に加盟することにより、災害時相互応援協定に基づき、災害時に備えるなど充実を図っているところであります。

3 項めは、イワナイリゾート計画の進捗率についてであります。

イワナイリゾート開発計画を進めているユキカムイ株式会社から伺っている中では、コロナ禍などの影響により進捗が遅れていることや、現時点での施設の改修工事の状況、ターゲットとしているインバウンド客など、スキー場運営に関することについての報告を中心に受けているところであり、現段階において、進捗率までの報告は受けていないところであります。

4 項めは、いわない温泉5・7・9号井の温泉湧出量は。湧出量に変化はあるのかについてであります。

いわない温泉5号井、7号井、9号井の揚湯量については、5号井では毎分290リットル、7号井では毎分90リットル、9号井では毎分120リットルの合計で毎分500リットルとなっており、揚湯量は若干変動しております。

また、特に、9号井については泉源が新しく、動水位の変動もあるため、揚湯量が安定するには、まだ時間を要する状況となっております。

5 項めは、温泉利用は、ホテルの運営方針等で現在検討中は、当初の話と違っているのではないかと。町は住民利用を促さないのかについてであります。

ユキカムイ株式会社により改修中のホテルの運営については、民間による企業運営に関する部分でもありますが、町といたしましても、運営方針に関する情報を収集しながら、地域の方々の温泉利用に関する可能性について、要望してまいりたいと考えております。